

平成 25 年 5 月 27 日
水道・交通委員会
交 通 局

交第 1 号議案

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部改正

1 改正の内容

「横浜市交通事業の設置等に関する条例」（以下「設置条例」という。）において、土地の取得及び処分について予算で定めることとされている面積要件を現行の一件20,000平方メートル以上から、「一件10,000平方メートル以上」に引き下げます。

2 改正の理由

大規模土地の取得・売却に対する市民の関心の高まり等を踏まえ、市会で十分に審議することを目的に、「横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例」における土地の取得又は処分に係る議決の面積要件が引き下げられ、平成25年4月1日に施行されました。その改正趣旨を踏まえて、設置条例の面積要件を引き下げるための改正を行います。

3 条例改正に伴う今後の対応について

平成25年度において、要件を改正したとしても該当案件はありません。

4 改正条例の施行期日

公布の日から施行

参考 1

横浜市交通事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(重要な資産の取得及び処分) 第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない交通事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件 <u>20,000平方メートル</u> 以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。	(重要な資産の取得及び処分) 第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない交通事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件 <u>10,000平方メートル</u> 以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

参考 2

根拠法令の条文

(1) 地方公営企業法 第33条第2項

(資産の取得、管理及び処分)

第三十三条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。

2 前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。

3 省略

(2) 地方公営企業法施行令 第26条の3

(重要な資産の基準)

第二十六条の三 法第三十三条第二項に規定する政令で定める基準は、資産の取得又は処分の種類については、別表第二の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）の金額が同表の下欄に定める金額を下らないこととする。

別表第二（第二十六条の三関係）

不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が都道府県にあつては一件二万平方メートル以上、指定都市にあつては一件一万平方メートル以上、市町村にあつては一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡

都道府県 七〇、〇〇〇千円

指定都市 四〇、〇〇〇千円

市（指定都市を除く。） 二〇、〇〇〇千円

町村 七、〇〇〇千円